

## 世田谷区の自治権の拡大

### 1. 世田谷区の自治権を拡大しましょう

ムダをなくし、多くの人が満足できる効率的なサービスを期待するなら、なるべくサービスの受け手に近い部署に権限を与えて、様々な需要に応えるようにしなければなりません。国や東京都が一律に決めていたのでは、どうしてもムダや不満が生じます。足立区と港区と世田谷区が同じ基準でサービス提供するのは難しいでしょう。これまで、世田谷区は23区中で下水道の整備も一番最後。平成22年度、世田谷区から徴収される673億円の内、特別区交付金で世田谷区に返されるのは319億円で、約350億円が他の区のために使われるというように、東京都に権限と予算が奪われ、損をすることが多いです。事業仕分けで東京都のすべき事業と世田谷区のすべき事業の仕分けが出来れば、世田谷区のすべき事業は世田谷区に移行するように活動して、世田谷区の自治権を拡大し、世田谷区政の満足度を上げ、地方分権を進めましょう。

### 2. 世田谷区の自治権を拡大する根拠と戦略

世田谷区の自治権を拡大していった場合の最大のメリットは二重行政の不利益の緩和です。現在の制度では、東京都と特別区の権限が重なっており、地域住民から見れば判りにくく、東京都が「行政の一体性」を求めるために、世田谷地域独特のニーズに合ったキメの細かい対応がされているとは言い難い。また、責任の所在が東京都にあるのか、特別区にあるのかが不明確であるから、地域住民のニーズが満たされなくても、地域住民は行政側に責任を問うことができないという状況を生んでいます。更に、住民から良いアイデアを持って行政の現状を変えようとしても、特別区と東京都という二重の窓口が働きかける対象を曖昧にして、活動の有効性を失わせてしまっています。このことが、住民の行政に対する興味を失わせ、行政に対する住民の参加を減らす一因にもなっていると考えられます。

しかし、世田谷区の自治権を拡大し、東京都と特別区の二重行政が解消すれば、世田谷地域関係者の主体的な判断で行政のニーズを的確に把握できるようになり、無駄な予算は削減され、住民の自治の努力も報われ、住民のニーズに対応した行政を進めることができるようになり、事務処理のスピードもアップされるでしょう。それを具体的に述べると以下のようになります。

#### (1) 世田谷地域住民の意向にあつたまちづくりができる

現在の世田谷区のみちづくりは、東京都が一義的にその責任を負い、そのための予算を多く有しているために、世田谷地域住民の意向を簡単に反映できない仕組みとなっています。例えば、下北沢駅再開発計画のように、住民と同地域に愛着を持つ地域外住民が反対したとしても、東京都の許可を得た計画であれば、たとえ住民や同地域を愛する人々が陳情だけでなく、別の計画を立てて世田谷区に意見具申したところで、世田谷区だけでは計画を中止することは難しいという状況になってしまっています。

しかし、世田谷地域が自治権を拡大し、都市計画に関する事務の権限を東京都から世田谷区に移譲されれば、区民は世田谷区だけを窓口として計画の変更・中止・あるいは発案することが可能となるので、住民の意向が反映されやすくなるでしょう。

また、世田谷区が自治権を拡大し、指定区間以外の全ての道路は世田谷区が整備管理するようになれば、地域の交通事情を考えた一体的な道路整備や効率的な維持管理が可能となる。**(道路の一元的整備)** その際、世田谷区には、道路を整備するよう大都市にふさわしい財政上の特例が国から認められたために、今まで公共事業に充てられていた予算を教育・福祉等の民生分野に分配できるようになります。

更に、世田谷地域は、東京都のコア・センター部分にないため、東京都の公共事業の実施が後回しにされるが多かったのですが、世田谷区が自治権を拡大すれば、住民の判断で公共事業をより早く実施することができるようになります。公共工事が遅れていた実例としては、下水道工事が挙げられます。下水道工事は、東京都では昭和 25 年から策定され市域の 8 割をカバーする計画が立てられていましたが、世田谷区の工事が始まったのは昭和 41 年で、完成は平成 6 年と特別区の中でも最後となっています。この傾向は未だに継続しており、東京都建設局が平成 19 年 6 月に出した『東京都無電柱化方針』でも、世田谷地域は環状七号線、環状八号線以外の地域はコア・センター地域ではないとして、現在も無電柱計画の対象外となっています。ただし、無電柱化に関しては、区市町村が管理する道路が 89%を占め、現在の技術では歩道が 2.5m 以下の道路では電柱の地中化は困難であるため、都道の電柱を地中化しただけでは、世田谷地域の全体的な印象を変化させることが難しい面もあります。

加えて、東京都の許可を得ないで地域住民の判断でまちづくりが可能となるため、世田谷地域住民は、改めて南北交通の実現をするべきか否か、「開かずの踏み切り」を解消するための駅の改修工事等を行うか否か、災害対策のための住居の建替え助成を増やすか否か等に関して独自の判断を下すことができるようになる。そして、**公共工事实施の責任の所在が東京都か世田谷区かわからない今のように曖昧な状況ではなくなるので、地域住民の意向に沿わない首長、議員などは選挙によって直接責任を問うことができるようになります。**

## (2) 特色ある教育施策の実現

世田谷区では、子育て環境の向上に共感を覚える人が 50%にも登っています。そこで、**世田谷地域が自治権を拡大すれば、区立小中学校の教職員の任免や給与の決定、教室の構成なども世田谷地域で独自に決定することができるようになるので、より地域の実態にあった教職員の採用・配置及び世田谷独自の特色ある教育の展開ができるようになるでしょう。** 具体的には、モチベーションの高い優秀な教師を呼ぶために給与を上げることも可能となるし、世田谷地域住民のニーズにあった教育内容の実現も今より容易に可能となるでしょう。また、それは、東京都の教育方針と異なろうとも、世田谷は独自性を出し、子どもの教育を行う事ができるということも示し、世田谷地域は子どものためのより良い教育を模索することができるようになるでしょう。そして、そのことは、単身世帯が増えてきた世田谷の人口分布をも変え、世田谷

地域に子どものいる親世帯を呼び寄せる武器ともなりうるでしょう。

更に、児童福祉事務の一元化がなされるので、児童相談所を世田谷が設置できるようになり、保健所と合わせ、児童の問題、児童虐待への対応、小児救急医療などにこれまで以上に一体的で迅速な対応が可能となるということも利点となるでしょう。

### **(3) 障がい者福祉、高齢者福祉の一元化**

今まで、東京都と世田谷区でバラバラに行っている障がい者福祉及び高齢者福祉が世田谷地域に一元化されることにより、障がい者及び高齢者の現実が今まで以上に分かり易く把握できるようになり、世田谷地域の障がい者福祉の部署及び高齢者福祉の部署で精神障がい者福祉、障がい者自立支援芳対策、高齢者対策等、よりきめ細かな対応が可能となるでしょう。

### **(4) 地域に応じたサービスの充実**

世田谷区では、出張所をまちづくり出張所と呼称して、その業務内容を委託する形で出張所の人員を73名減らすという「改革」を行っていますが、この「改革」は現場の努力を重視するNPM改革とは逆の方向の改革です。

しかし、世田谷地域が政令指定都市になれば、現在の総合支所が新たに区役所となり、そこに権限を移譲し、中央から現場への移動による現場の増員を行うならば、地域のニーズに応じたより細かなサービス提供が可能となるでしょう。

## **3. 具体的な日程**

自治権の拡大は、事業仕分け実施によって世田谷区が実施すべきと判定された事業を東京都に要請するという形で実現していきます。即時の実現は困難ですが、希望する声があれば、実現は出来ません。まず、希望の声をあげてください。

事業仕分けの結果、東京都実施しているが、世田谷区が実施すべきと判断した事業に関しては、3月に議決を行い、毎年、世田谷区に予算と権限を以上するよう東京都に要請していきます。